## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画策定の経緯、趣旨

- 本県では、健康づくり、疾病の予防、治療、リハビリテーションまで、一貫した包括的な保健医療体制の整備・充実を図るため、昭和60年3月「山梨県地域医療計画」を策定しました。
- また、昭和 62 年 12 月には、医療法の一部改正を受け、医療圏及び必要病床数の設定に関する事項を加え、保健部門を中心に必要な補正を行い、医療法に基づく医療計画として「山梨県地域保健医療計画」を策定しました。
- その後、ほぼ 5 年ごとに所要の見直しを行いながら、本県における保健医療体制の整備や各種の施策の推進を図ってきたところです。
- 平成 26 年に医療法が改正され、効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの 構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療計画の一部とし て地域医療構想を策定することとされました。これを受け、本県では、平成 28 年 5 月、「山梨 県地域医療構想」を策定しました。
- 第7次地域保健医療計画(計画期間は H30~R5 年度)においては、地域医療構想の趣旨も踏まえ、医療機能の分化・連携により、急性期、回復期、慢性期から在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制を目指していたところです。
- 第8次地域保健医療計画においては、5疾病・5事業及び在宅医療に「新興感染症発生・まん延時における医療」を加え、5疾病・6事業及び在宅医療とし、これらの疾病等に係る医療提供施設相互の機能分担及び業務連携の確保を目指すこととしました。

#### 【山梨県地域保健医療計画策定の経緯】

本県独自に、山梨県地域医療計画を策定

第1次(S63~)

S60年12月の医療法改正により、医療法に基づく計画

第2次(H5~)

5年ごとに見直し

第3次(H10~)

第4次(H15~)

H18年3月:二次医療圏の見直し(8医療圏→4医療圏)

第5次(H20~)

第5次(H20~)

4疾病・5事業に精神疾患と在宅医療を加え、5疾病・5事業及び在宅医療 H28年5月:山梨県地域医療構想を地域保健医療計画の一部として策定

第7次(H30~)

計画期間を6年に変更(介護保険事業支援計画(3年計画)との整合を図る) R2年3月: 医師確保計画と外来医療計画を地域保健医療計画の一部として策定

第8次(R6~)

5疾病・5事業及び在宅医療に新興感染症対応を加え、5疾病・6事業及び在宅医療

# 第2節 基本理念

- 必要な人に必要な医療が提供できる体制の整備に取り組みます。
- 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、 自主的な健康づくりへの支援、地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。

### 第3節 計画の位置づけ

- 本計画は、医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が策定する計画であり、地域の実情に 応じて、医療提供体制の確保を図ることを目的とするものです。
- また、介護保険事業支援計画(健康長寿やまなしプラン)、健康増進計画(健やか山梨 21)、 がん対策推進計画及び医療費適正化計画などとの調和を図った計画です。

### 第4節 計画の期間と中間見直し

- 平成 26 年の医療法改正により、計画期間がそれまでの 5 年間から 6 年間となったため、本計画は、令和 6 年度を初年度、令和 11 年度を最終年度といたします。
- また、同法改正により、3 年ごとに改定される介護保険事業支援計画との整合性の確保を図るため、在宅医療その他の必要な事項については、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には、本計画を変更するものとされました。
- 〇 その後、平成30年の医療法改正により、在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項に ついては、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には、本計画を変更するも のとされました。
- なお、疾病、事業ごとに効率的・効果的な医療提供体制を構築するため、数値目標及び施策 についての定期的な進捗状況等の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。